

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

測量計画機関である埼玉県農村整備計画センターから次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和五年九月一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

埼玉県農村整備計画センター

二 作業種類

公共測量（三級基準点測量・四級基準点測量）

三 作業地域

日高市女影地内

四 作業期間

令和五年九月一日から令和五年十一月三十日まで